

議案第 5 号

沖縄県立高等学校単位制教育規程の一部を改正する訓令について

以下の理由により、沖縄県立高等学校単位制教育規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月17日提出

沖縄県教育委員会教育長 金城 弘昌

理 由

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）及び高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）の一部改正により、高等学校の単位制課程の生徒が他の定時制課程及び通信制課程で取得することができる単位の対象に総合的な探究の時間が追加されたことに伴い、沖縄県立高等学校単位制教育規程における単位制併修の規定を改める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）

(別紙)

沖縄県教育委員会訓令第 号

沖縄県立高等学校単位制教育規程の一部を改正する訓令

沖縄県立高等学校単位制教育規程（平成元年沖縄県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第12条中「一部の科目」の次に「又は総合的な探究の時間」を加え、「当該修得した単位数」を「その単位」に改める。

附 則

この訓令は令和4年4月1日から施行する。

訓令案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県立高等学校単位制教育規程の一部を改正する訓令

2 改正の経緯及び必要性

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）及び高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）の一部改正により、高等学校の単位制課程の生徒が他の定時制課程及び通信制課程で取得することができる単位の対象に総合的な探究の時間が追加されたことに伴い、沖縄県立高等学校単位制教育規程における単位制併修の規定を改める必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 定時制課程及び通信制課程において、併修により取得できる単位の「総合的な探究の時間」を加える。（第12条関係）
- (2) この訓令は、令和4年4月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

- (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第97条
- (2) 高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第12条

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令の参照条文

新旧対照表

沖縄県立高等学校単位制教育規程（平成元年沖縄県教育委員会訓令第3号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>第1条～第11条（略）</p> <p>（併修）</p> <p>第12条 単位制による課程を置く高等学校の校長は、当該単位制による課程の生徒が、当該校長の定めるところにより他の定時制の課程及び通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、その単位を当該単位制による課程の卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。</p> <p>第13条～第19条（略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この訓令は、沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号。以下「管理規則」という。）第7条の規定に基づき、沖縄県立高等学校（以下「高等学校」という。）の学年による教育課程の区分を設けない全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程（以下「単位制による課程」という。）で行う教育に関し、管理規則の特例その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第11条（略）</p> <p>（併修）</p> <p>第12条 単位制による課程を置く高等学校の校長は、当該単位制による課程の生徒が、当該校長の定めるところにより他の定時制の課程及び通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該単位制による課程の卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。</p> <p>第13条～第19条（略）</p>

（注） 訓令の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令
第十一号）

（他の高等学校で修得した単位の加算）

第九十七条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目又は総合的な学習の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 前項の規定により、生徒が他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目又は総合的な学習の時間の単位を修得する場合においては、当該他の高等学校又は中等教育学校の校長は、当該生徒について一部の科目又は総合的な学習の時間の履修を許可することができる。

3 同一の高等学校に置かれている全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の併修については、前二項の規定を準用する。

○高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省
令第三十二号）

（定時制の課程又は他の通信制の課程との併修）

第十二条 実施校の校長は、当該実施校の通信制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の定時制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目又は総合的な学習の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該実施校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 定時制の課程を置く高等学校の校長は、当該高等学校の定時制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の通信制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程において一部の科目又は総合的な学習の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該定時制の課程を置く高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

3 前二項の規定により、高等学校の通信制の課程又

は定時制の課程の生徒（以下この項において単に「生徒」という。）が当該高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目又は総合的な学習の時間の単位を修得する場合には、当該生徒が一部の科目又は総合的な学習の時間の単位を修得しようとする課程を置く高等学校の校長は、当該生徒について一部の科目又は総合的な学習の時間の履修を許可することができる。

4 第一項又は第二項の場合においては、学校教育法施行規則第九十七条の規定は適用しない。